政 策 Ⅱ-3-(1)-②

1. 政策及び16年度重点施策等

	政策	証券市場に対する監視機能の強化
	16 年度 重点施策	課徴金制度の導入等による市場監視機能の強化
参考指標		政令・府令の整備状況

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	市場が公正であること
重点目標	証券市場において取引の公正が確保されていること

3. 政策の内容

証券市場への参加者の裾野を広げ、個人投資家を含め、誰もが安心して参加できるものとしていくためには、証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要です。このため、証券取引における不公正取引や発行開示違反の抑止を目的として課徴金制度が導入されました。また、開示書類に虚偽記載があった場合の発行会社に対する損害賠償請求規定が、新規発行市場のみから流通市場を含むように拡充され、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等の措置が講じられました。

4. 現状分析及び外部要因

これまでも、金融庁及び証券取引等監視委員会としては、証券市場の公正確保に向けて積極的に取り組んできたところですが、なお、現状は、証券市場について国民の十分な信頼を得られているとは言いにくい状況にあります。

特に、わが国では、証券取引法違反に対する民事訴訟を通じた責任追及があまり行われていませんが、その原因については、そもそも不実開示などの違反行為が発見されにくいこと、日本にはクラスアクション(集団訴訟)制度がないことのほか、原告による損害額の立証が事実上困難であることが指摘されています。

こうした状況を背景に、第159回通常国会において証券取引法が改正され、市場監視機能・体制の強化策が講じられました。

5. 事務運営についての報告及び評価

- (1) 事務運営についての報告
 - ① 課徴金制度の円滑な実施に向けた政令、内閣府令の整備 「証券取引法施行令」等の関係政令、内閣府令を改正・制定し、以下のとおり 整備しました。(平成17年2月及び3月公布、同年4月施行。)
 - ア、課徴金額の計算に関し必要な事項の規定に係る所要の整備
 - イ. 審判手続における参考人及び鑑定人が請求することができる旅費及び手当に 関し必要な事項の規定に係る所要の整備
 - ウ、審判手続に必要な事項の規定に係る所要の整備
 - ② 証券取引等監視委員会の検査権限の拡大のための政令、内閣府令の整備 「証券取引法施行令」等の関係政令、内閣府令を改正し、以下のとおり整備しました。(17年6月公布、同年7月施行。)
 - ア. 証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の 権限の委任の規定に係る所要の整備
 - イ. 企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任の規定に係る所要の 整備
 - ウ. 委員会の権限の財務局長への委任の規定に係る所要の整備
 - ③ 課徴金制度の運営の体制整備

課徴金制度の適正な運営のため、対審構造的な体制として審判官及び総務企画 局総務課審判手続室を設置しました。

また、証券取引等監視委員会は、調査を通じた事実関係の把握及び課徴金賦課の勧告を行うこととするなど、課徴金制度を実施する上で必要な体制を整備しました。

(注)なお、「証券取引法の一部を改正する法律」(17年6月)により、継続開示 義務違反に係る課徴金制度が導入されました。

(2)評価

改正法の施行のために必要とされていた政令・府令の整備及び課徴金制度の運営 のための体制整備については 16 年度内に実施することができました。

なお、第 159 回通常国会において成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」 に基づく市場監視機能・体制の強化により、以下のような成果が期待されています。

① 違反行為の抑止・法規制の実効性の強化

刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても、行政上の措置としての課 徴金制度により、より適切な対応が可能になると考えています。 また、不実開示を行った者に対して、民事上の責任追及も一定程度容易になると考えています。

② 証券会社等の検査の実効性・効率性の更なる向上 これまで、金融庁(検査局)と証券取引等監視委員会に分離されていた検査権 限について、原則として監視委員会において行使し得ることになることで、証券 会社等の検査の実効性・効率性が更に向上するものと考えています。

6. 今後の課題

「証券取引法等の一部を改正する法律」が施行(流通開示違反に対する損害賠償規定の拡充(16年12月)、課徴金制度(17年4月)、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大(17年7月))されたことに伴い、課徴金の対象となる違反の調査に努めるとともに、証券取引等監視委員会において証券会社等に対して一元的な検査権限の行使により実効的・効率的な検査に取り組む必要があります。

更に、17 年 6 月に成立した「証券取引法の一部を改正する法律」により、17 年 12 月以降に提出される継続開示書類についても課徴金調査の対象となることから、証券取引等監視委員会及び総務企画局総務課審判手続室において一層の体制整備を図る必要があります。

また、金融審議会金融分科会第一部会の「中間整理」(17年7月7日)において、わが国の市場行政体制について、「企画立案、監督、監視のいずれの部門においても大幅な体制強化が必要である」旨の指摘がなされており、その方向に沿って取り組んでいく必要があると考えています。

以上を踏まえ、平成 18 年度において、課徴金制度の円滑な運用のための体制整備及び証券会社等に対する検査体制等の充実・強化を図るため、予算・機構定員要求を行う必要があります。

(注)流通開示違反に対する損害賠償規定は、被害者自身による損害賠償のための規 定。

7. 当該政策に係る端的な結論

現時点では、成果の発現は予定されていませんが(課徴金制度は17年4月施行のため)、政策の達成に向けた制度構築等(政令・内閣府令の整備、課徴金制度の運営及び証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大のための体制整備、違反の調査等)が行われており、引き続きこれまでの取組み(課徴金の対象となる違反の調査、証券取引等監視委員会による証券会社等に対するより実効的・効率的な検査)を進めていく必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔使用資料等〕

関係法令等の整備状況

<u>10. 担当部局</u>

総務企画局市場課、審判官、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局企業開示課、証券取引等監視委員会総務検査課課徴金調査·有価証券報告書等検査室